

2025年12月1日

各位

所 在 地 大阪市中央区南船場2-3-2
 南船場ハートビル12階
会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表取締役 岡田 敏夫

公正取引委員会の排除措置命令に基づくお知らせ

当社は、特定シャッター（軽量シャッター及び重量シャッター（いずれもグリルシャッターを含み、これらのシャッターの取付工事等の役務が併せて発注される場合には当該役務を含む。）をいう。以下同じ。）について、平成20年3月5日ころに三和シャッター工業株式会社、文化シャッター株式会社と共同して行った需要者向け販売価格を引き上げる旨の合意が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、平成22年6月9日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

当社は、この排除措置命令書に従い、令和7年10月10日開催の取締役会において、次の事項を決議しましたのでお知らせします。

- 1 上の合意が消滅している旨を確認すること
- 2 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格を決定せず、自主的に決める旨

以上